

令和7年度 事業計画

I 法人を取り巻く環境及び方針

社会福祉法人を取り巻く環境には、福祉ニーズの複雑化や多様化、災害や感染症などの危機管理、働き方改革や人材確保など、様々な課題が横たわっています。

当法人では、これら諸課題に対応するため、事業の質の向上や効率化、経営の透明性や安定性などを常に念頭に置き、引き続き検討・対応していく所存です。

月津町に計画中的の新サービスセンターおおぞらの建設は令和7年度の完成に向け順調に進捗しています。一方現在仮住まい中の法人本部の再興については、地震災害という突発的な事案であったことから資金面など課題が多く、当面現在の状況が続くと思われます。

いずれにしても、法人の使命は、本人たちが、地域社会において安心して豊かで自立した生活を送ることができるよう支援することであり、今後とも職員の資質向上に取り組み、充実したサービスの提供に努めます。

II 事業所別のサービス計画

1 拠点さくら

こまつ障がい者総合相談支援センター

こまつ障害者就業・生活支援センター

実施事業	サービス内容
障害者就業・生活支援センター	国の就業支援、県の生活支援、小松市のはたらく障害者支援事業などの委託・補助により、ハローワーク、石川障害者職業センター、福祉施設、その他関係機関との連携のもと障がいのある人に就労支援、生活支援を行う。 [就労支援] ・ 求職活動、職場定着など就業に関する相談 ・ 職業準備訓練、職場実習のあっせん ・ 事業所に対する障がい者の雇用管理にかかる助言 ・ 関係機関との連絡調整 [生活支援] ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、人間関係などの日常生活に関する助言 ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言 ・ 関係機関との連絡調整

相談支援事業所こまつ

実施事業	サービス内容
一般相談支援	相談支援専門員が地域移行及び地域定着のため、地域で生活するうえで必要となる支援並びにさまざまな基本相談を行う。
特定相談支援	相談支援専門員が障がい福祉サービス利用及び継続サービス利用についての支援並びにさまざまな基本相談を行う。
障害児相談支援	相談支援専門員が障がい児について福祉サービス利用及び継続サービス利用についての支援並びにさまざまな基本相談を行う。

その他	小松市障害者自立支援協議会の運営について、事務局への協力及び会議への参加等を行う。 小松市から、地域生活支援拠点事業の委託を受け「障がい者相談支援センター」における相談支援体制の24時間対応の業務及び連携支援会議の出席等を行う。 小松市から基幹相談センターの委託を受け、交代制（火曜日・木曜日）で同センターにて相談業務を担う。 石川県相談支援専門員協会からの委託を受け、被災地支援に参加する。
-----	--

2 拠点あしだ

実施事業	定員	サービス内容	主な活動	行事等
生活介護	20人	QOL(生活の質)の向上を目指し、日常生活支援を行うほか、創作的活動や生産活動の機会を提供するとともにコミュニケーションの手段を広げながら本人による意思決定の支援を行う。	・健康作り(ウォーキング、ストレッチなど) ・余暇活動(調理、買い物、音楽の集い、お茶会等) ・創作的活動(絵画、手芸など) ・生産活動(箱折り、角当て、缶バッジ作りなど)	社会見学、親子旅行、誕生会、季節行事(花見、クリスマス会など)
就労継続支援B型	20人	一般就労に向けての支援や生産活動の機会の提供を行う。また、一般就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練や支援を行うとともに、自立した社会生活をめざす生活改善の手助けを行う。	・生産活動(箱折り、エコステーションの運営、飲料容器回収、ぼかし作り、ハーネスの組立) ・健康作り(ストレッチ、ウォーキング、軽スポーツ、体操等) ・余暇活動(調理、買い物、音楽の集い、集団でのゲームレクリエーション等) ・創作的活動	旅行、社会見学、誕生会、外食、福祉ふれあいフェスティバル、障がい者就職セミナー・障がい者合同就職面接会参加など
日中一時支援	—	日中の活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な支援を行う。	利用者の個々の状況に合わせ、他の利用者と一緒に活動する。	可能なものについて他サービス利用者と共に参加

○ サービス提供日時／月曜日～金曜日、月1回土曜日の午前9時～午後4時(休日、8月14日～16日と12月29日～1月3日を除く。)

○ その他／会議室を福祉関係の団体や地域の人達に開放する。

3 拠点いとまち

実施事業	定員	サービス内容	主な活動	行事等
児童発達支援	10人	未就学の障がいのある幼児・園児に対し、日常における基本的な動作の指導、知識の付与など必要な支援を保護者と一緒になって考え実践する。	・個別での指導を行う。 ・子どもの通う保育園やその他の機関との情報交換を行う。	
放課後等デイサービス		小中学校、高校に就学している障がいのある児童・生徒に対し、授業終了後又は日曜、祝日を除く学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な経験、社会との交流促進、その他必要な支援を行う。	・日常生活における基本的な動作の指導(手洗い、うがい、排せつ、衣服の着脱など) ・集団生活の適応訓練(あいさつ、コミュニケーション、ルール、生活マナーの指導など)	クッキング、調理実習、お出かけ、制作、ビデオ鑑賞、音楽会、誕生会、食事会、社会体験、避難訓練 野菜づくり体験 ダンスなど
タイムケア	—	障がいのある児童・生徒に対し、活動の場を提供し、見守り、社会に適応する日常的な訓練を行う。	集団生活の適応訓練(あいさつ、コミュニケーション、ルール、生活マナーの指導など)	
日中一時支援	—	介護者が日中、何らかの理由で本人の介護ができないとき、一時的に見守りと必要な支援を行う。	生活マナー、社会のルールを守り、不安なく過ごす。	

○ サービス提供日時／月曜日～土曜日(休日、第5土曜日、8月14日～16日と12月29日～1月3日を除く。)の平日は午前9時～午後5時 /延長支援の場合、午後6時30分まで

4 拠点おおぞら

実施事業	定員	サービス内容	主な活動	行事等
生活介護	20人	排せつ、食事、入浴の介護を行うとともに創作的活動・生産活動の機会を提供する。	・作業訓練(箱折り、ペットボトルのラベルはがしなど) ・創作的活動(工作) ・余暇活動(音楽教室、調理実習、おやつ作り、花苗植え) ・健康づくり(散歩、ニューススポーツ体験)	社会見学、誕生会、花見、七夕、夏祭り、クリスマス会、節分など
日中一時支援	—	介護者が日中、何らかの理由で本人の介護ができないとき、一時的に見守りと必要な支援を行う。	利用者の個性に合わせ他サービス利用者と一緒に過ごす。	

○ サービス提供日時／月曜日～金曜日、月1回土曜日の午前9時～午後4時(休日、8月14日～16日と12月29日～1月3日を除く。)

5 拠点ふれんど

実施事業	定員	サービス内容	主な活動	行事等
児童発達支援	10人	未就学の障がいのある幼児に対し、日常生活における基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	・保護者と一緒に子どもの療育を考え実践する。(親子通所) ・手洗い、うがい、排せつ、衣服の着脱など基本的な動作を訓練・指導 ・幼稚園、その他関係機関との連携	季節の行事、クッキング、地域との交流、制作、ビデオ鑑賞、音楽会、誕生会、食事会、買物体験などの社会体験、防火防災訓練など
放課後等デイサービス		小中学校、高校に就学している障がいのある児童に対し、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進その他必要な支援を行う。	・手洗い、うがい、排せつ、衣服の着脱など基本的な動作を訓練・指導 ・あいさつ、コミュニケーション、ルール、生活マナーなど社会との交流促進のための訓練・指導	
タイムケア	—	障がいのある児童に対し、活動の場を提供し、見守り、社会に適応する日常的な訓練を行う。	集団生活の適応訓練(あいさつ、コミュニケーション、ルール、生活マナーの指導など)	
日中一時支援	—	介護者が日中、何らかの理由で本人の介護ができないとき、一時的に見守りと必要な支援を行う。	生活マナー、社会のルールを守り、不安なく過ごす。	

○ サービス提供日時／月曜日～金曜日(休日、8月14日～16日と12月29日～1月3日を除く。)の午前9時～午後5時 /延長支援の場合、午後6時30分まで